

広報

宮城県後期高齢者医療広域連合

平成20年4月から
75歳からの医療制度が
変わります

創刊号

平成19年10月

主な内容

- 広域連合長あいさつ
- 広域連合議会議長あいさつ
- 広域連合の設立について
- 後期高齢者医療制度概要
- 平成19年第1回定例会について

就任にあたって



広域連合長
梅原 克彦

我が国は、国民皆保険のもと、高い保健医療水準を達成してまいりましたが、国民健康保険をはじめとした医療保険制度は、財政運営等において厳しい状況に直面しております。

こうしたなか、昨年、医療制度改革関連法が成立し、75歳以上の後期高齢者については平成20年度に新たな医療制度を創設し、広域連合で運営することが定められました。

広域連合は、超高齢社会を展望する上で極めて重要な役割を果たすとともに、住民の皆様から寄せられる期待は非常に大きなものがあると考えております。

平成19年度においては、来年4月の制度施行に向けて、構成市町村と連携を図りながら、制度施行のための業務を遺漏なく推進してまいります。

後期高齢者医療制度の対象となられる方々が、引き続き適切な医療を受け、安心して生活を送ることができるよう、全力で取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

就任にあたって



広域連合会議長
大泉 鉄之助

議員の皆様方のご賛同を賜りまして、初代議長に選出されたことは、誠に身に余る光栄であります。

少子高齢化や人口減少社会の本格的な到来のなかにあつて、社会保障制度を支える若年層の減少、高齢者人口の急激な増加等により、医療保険制度を取り巻く環境は大変厳しい状況に置かれております。

私ども広域連合議会は、県内36の全市町村の議会において、それぞれ1名ずつの議員が選出され発足いたしました。後期高齢者医療制度のスタートというこのときに広域連合議会の果たす役割は大きいものであり、議長の職責の重大さを痛感するとともに、議会の使命を果たすべく決意を新たにしているところです。

住民の代表としての議会といたしましては、皆様方の御意見を広域連合の施策に反映できるよう、執行機関である広域連合長等と議論を重ねてまいりますとともに、全議員が一丸となって、より良い後期高齢者医療制度の実現に向け、貢献してまいり所存でございますので、皆様のご協力とご指導について心からお願いを申し上げます。

後期高齢者医療制度創設による広域連合の設立について

老人医療費を中心に国民医療費が増大するなか、国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、平成20年4月に後期高齢者医療制度を創設することとされ、その運営主体として都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合を設立することになりました。

広域連合は、複数の地方公共団体が事務を広域にわたり処理するために共同して組織するもので、地方公共団体の中でも特別地方公共団体と呼ばれるものの一つです。

宮城県においても、36の全市町村が加入し、平成19年2月8日に宮城県後期高齢者医療広域連合を設立しました。

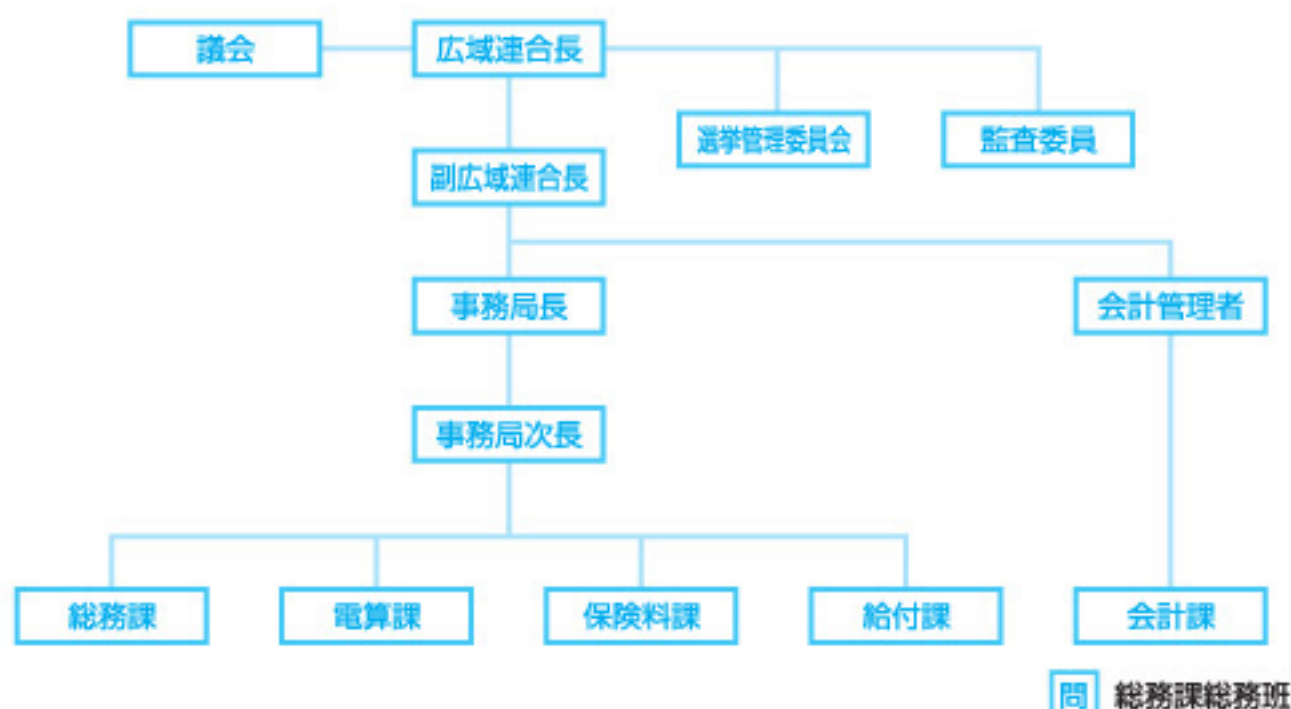
広域連合と市町村の事務について

後期高齢者医療制度は、広域連合が運営主体となり、「広域計画」に基づいて、県内の全市町村と連携しながら事務を行います。

「広域計画」とは、事務処理の指針として地方自治法の規定に基づいて作成するもので、広域連合議会において定められます。

広 域 連 合	市 町 村
●被保険者の資格取得・喪失や保険証の交付	●被保険者の資格取得・喪失の届出
●保険料の賦課	●被保険者証等の引渡し
●給付に関する事務	●保険料の徴収
●保健事業	●給付に関する申請受付

広域連合の組織図（19年度）



後期高齢者医療制度の概要

項目	老人保健制度(現行)	→	後期高齢者医療制度 (平成20年4月から)
対象者	75歳以上(65歳以上の一定の障害のある方を含む)		
資格取得日	75歳の誕生日のある月の翌月から (誕生日が1日の人はその月)		75歳の誕生日当日から
被保険者証	加入している医療保険からそれぞれ 被保険者証が、世帯に1枚または1人に 1枚交付される。		「後期高齢者医療制度」独自の被保険 者証が1人に1枚交付される。
患者負担	1割負担(現役並み所得者は3割)		
運営主体	市町村		広域連合 (都道府県単位で全市町村が加入)
保険料の負担	老人保健制度での保険料負担はなし (それぞれ加入している医療保険者へ 保険料を納付する。)		広域連合が条例で定めた保険料率によ り算出した保険料を納付する。原則と して、保険料は年金から天引きされる。

対象となる方

平成20年4月1日の制度開始以降で、広域連合の区域内(県内)に住む75歳以上の方及び65歳から74歳までの寝たきり等の障害がある方です。
これまで健康保険組合等に加入するお子さんの被扶養者だった方も、この制度の対象者(被保険者)となります。

自己負担 (患者負担)

1割(現役並み所得者は3割)

- 入院の医療費については、現行の老人保健制度同様、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなります。
- 医療保険及び介護保険の自己負担合算額が高額となった場合に、負担を軽減する仕組みが設けられます。

給付

後期高齢者医療制度では、主に次の給付が受けられます。

<直接医療機関等へ支払われる給付> ※ただし、自己負担額を除く

- 病気やけがの治療を受けたとき(療養の給付)
- 入院したときの食事代(入院時食事療養費)
- 療養病床に入院したときの食事代・居住費(入院時生活療養費)
- 訪問看護を受けたとき(訪問看護療養費)

<申請をして受ける給付>

- 1カ月に払った自己負担額が高額になったとき(高額療養費)
- 緊急等やむを得ない事情で被保険者証の提示ができなかったとき(療養費)

保険料

保険料については、県全体でかかった医療給付費をまかなえるよう、その1割をみんなで負担することになります。

保険料は被保険者一人ひとりに課せられ、一人当たりの保険料額は、その方の所得に応じて負担していただく部分（所得割額）と、被保険者の方に等しく負担していただく部分（被保険者均等割額）との合計になります。

$$\text{保険料} = \text{所得割額} + \text{被保険者均等割額}$$

保険料は広域連合ごとに条例で定められ、原則、県内均一の保険料率が設定されます。

保険料は、広域連合議会において定められます。

保険料軽減

所得の低い人は、国民健康保険と同様、保険料のうち被保険者均等割額が軽減されます。

また、健康保険組合等に参加するお子さんの被扶養者だった方にも保険料の軽減措置があります。

納付方法

保険料の納付方法は、原則として年金から天引きされます。

ただし、年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方については、年金からの天引きは行われず、納付書や口座振替等により、市町村に対し個別に納付していただくこととなります。

財源構成

後期高齢者医療の財源構成は、患者負担を除き、原則、公費（約5割）、現役世代からの支援（約4割）のほか、被保険者から徴収した保険料（1割）となります。

現役世代からの支援は、各医療保険（健保・国保等）の加入者数に応じて算定されます。



問 保険料課、給付課

初議会が開催されました

平成19年第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会が平成19年7月27日に開催され、議長に大泉鉄之助議員(仙台市)、副議長に近藤義次議員(加美町)が選出されました。議会では、議案審議等が行われ、すべて原案どおり承認、可決、同意されました。

広域連合議会議員は、県内市町村議会から1人ずつ選出され、広域連合の運営や後期高齢者医療制度について、活発な議論が展開されました。

次回の議会は11月ごろに開催される予定です。

問 議会事務局

広域連合議会議員名簿

市町村名	議員名	市町村名	議員名
石巻市	大槻 幹夫	丸森町	板橋 勇
塩竈市	菊地 進	亘理町	鞠子 幸則
気仙沼市	熊谷 洋一	山元町	後藤 正幸
白石市	沼倉 啓介	松島町	今野 章
名取市	本郷 一浩	七ヶ浜町	歌川 遼
角田市	相澤 邦戸	利府町	太田 賢
多賀城市	森 長一郎	大和町	三橋 正顕
岩沼市	櫻井 隆	大郷町	大友 敏夫
登米市	八木しみ子	富谷町	佐藤 克彦
栗原市	佐藤 千昭	大衡村	佐々木金彌
東松島市	長谷川 博	色麻町	遠藤 武夫
大崎市	木村 和彦	涌谷町	安部 周治
蔵王町	松崎 義明	美里町	伊藤 正雄
七ヶ宿町	武蔵 重幸	女川町	阿部 繁
大河原町	秋山 昇	本吉町	佐藤 茂光
村田町	大泉 武夫	南三陸町	星 喜美男
柴田町	小丸 淳	加美町	近藤 義次
川崎町	沼田 善春	仙台市	大泉鉄之助

(平成19年7月27日現在・議席順・敬称略)

平成19年第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会 議案内容

- 宮城県後期高齢者医療広域連合議会会議規則 (原案可決)
- 宮城県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例 (原案可決)
- 宮城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例 (原案可決)
 - [専決処分の承認を求めることについて一下記12議案]
 - ・宮城県後期高齢者医療広域連合公告式条例ほか4件の条例 (原案承認)
 - ・宮城県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数に関する条例ほか10件の条例 (原案承認)
 - ・平成18年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算 (原案承認)
 - ・平成19年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算 (原案承認)
 - ・公平委員会の事務の委託 (原案承認)
 - ・宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会の共同設置 (原案承認)
 - ・宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会の共同設置 (原案承認)
 - ・宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更 (原案承認)
 - ・宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更 (原案承認)
 - ・宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更 (原案承認)
 - ・宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更 (原案承認)
 - ・指定金融機関の指定 (原案承認)
- 宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員条例 (原案可決)
- 宮城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例 (原案可決)
- 宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 (原案可決)
- 宮城県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例 (原案可決)
- 議員の定年等に関する条例 (原案可決)
- 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (原案可決)
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (原案可決)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (原案可決)
- 財政状況の公表に関する条例 (原案可決)
- 平成19年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 (原案可決)
- 広域連合長の選任の同意を求めることについて (同意)
- 監査委員の選任の同意を求めることについて (同意)
- 監査委員の選任の同意を求めることについて (同意)

宮城県後期高齢者医療広域連合の予算について

○平成18年度予算について

- 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18千円です。
- 歳入については、広域連合設立準備委員会からの収入で18千円でした。
- 歳出については、公平委員会への負担金が主でした。

歳出科目	予算額(千円)	構成比率(%)	主な内容等
総務費	18	100	公平委員会負担金等

○平成19年度予算について

- 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ420,307千円です。
- 歳入については、構成市町村からの負担金がほとんどを占めています。
(418,512千円)
- 歳出については、広域連合と各市町村をつないで事務処理を行うための広域連合システム構築費の割合が大きくなっています。

歳出科目	予算額(千円)	構成比率(%)	主な内容等
議会費	4,506	1.07	広域連合議会を開催する経費 議員報酬、会議録作成業務委託料等
総務費	379,393	90.27	広域連合事務局の運営に関する経費 派遣職員人件費、広域連合システム構築費、事務室工事費等
民生費	31,408	7.47	後期高齢者医療制度の円滑な実施を図る経費 周知パンフレットや小冊子、被保険者証作成費等
予備費	5,000	1.19	
合計	420,307	100	

問 総務課企画財政班

選挙管理委員会について

平成19年7月27日の広域連合議会において、選挙管理委員の選挙が行われました。これを受けて、8月31日に初めての選挙管理委員会が開催され、委員長の選挙、委員長職務代理者の指定が行われたほか、選挙管理委員会の関係例規が定められました。

委員長	委員長職務代理者	委員	委員
橋本 伸兒	平井 一夫	木村 政行	丹野 政博

選挙管理委員会の業務

選挙管理委員会は、条例の制定・改廃や監査の請求などの直接請求に関する事務を行います。直接請求は、一定以上の有権者の署名が必要になるため、選挙管理委員会において、県内の選挙人名簿の登録人数を3カ月ごとに告示することになります。

なお、広域連合においては、議会議員及び広域連合長がそれぞれ県内市町村の議会及び長により選挙されるため、選挙管理委員会では、これらの選挙に関する事務は行いません。

問 選挙管理委員会事務局

監査委員について

監査委員の役割

監査委員は、広域連合の行政サービスが能率よくされているか、適正であるか、幅広い観点から広域連合の事務事業を監査します。

監査委員は、財務管理などに優れた識見を有する者と広域連合議会議員のうちからそれぞれ1人を選任するものとされ、広域連合議会の同意を得て、平成19年8月2日に選任が行われました。

識見委員	議会選出委員
及川 宣成	大槻 幹夫

監査委員の職務

財務監査	予算の執行・収入・支出・契約などの財務が適正に行われているか監査します。
行政監査	事務が法令に従って適正に行われているか監査します。
出納検査 決算審査	広域連合の現金等が正しく管理されているか確認します。

問 監査委員事務局

制度施行までのスケジュール

- 10月
- ・国民健康保険運営協議会委員懇談会
 - ・幹事会
 - ・運営連絡会議
- 11月
- ・広域連合議会臨時会
(広域計画作成
後期高齢者医療条例制定)
- 2月
- ・幹事会
 - ・運営連絡会議
 - ・広域連合議会定例会
- 3月
- ・被保険者証の送付
- 4月
- ・後期高齢者医療制度施行
 - ・保険料賦課決定通知の送付
- ※幹事会…県内市町村老人医療担当課長会議
運営連絡会議…県内市町村長会議

〈お問い合わせ先〉

宮城県後期高齢者医療広域連合事務局
〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2-3
総務課(国会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局)
TEL 022-266-1026
総務課、保険料課、給付課
TEL 022-266-1021
FAX 022-266-1031
E-mail: info@miyagi-kouki.jp
URL: http://www1.ocn.ne.jp/~miyagi-k/

〈市町村お問い合わせ先〉

仙台市	保険年金課	022-214-8173
石巻市	高齢者医療制度対策室	0225-95-1111
塩竈市	保険年金課	022-364-1111
気仙沼市	保険課	0226-22-6600
白石市	健康推進課	0224-22-1362
名取市	保険年金課	022-384-2111
角田市	市民課	0224-63-2117
多賀城市	国保年金課	022-368-1141
岩沼市	健康増進課	0223-22-1111
登米市	保険医療課	0220-58-2166
栗原市	健康推進課	0228-42-1129
東松島市	国保健康課	0225-82-1111
大崎市	保険給付課	0229-23-6051
蔵王町	町民税務課	0224-33-3001
七ヶ宿町	保健福祉課	0224-37-2114
大河原町	町民生活課	0224-53-2114
村田町	町民生活課	0224-83-6401
柴田町	町民環境課	0224-55-2114
川崎町	保健福祉課	0224-84-6008
丸森町	保健福祉課	0224-72-3014
亘理町	保健福祉課	0223-34-1114
山元町	保健福祉課	0223-37-1113
松島町	町民福祉課	022-354-5705
七ヶ浜町	町民課	022-357-7446
利府町	生活環境課	022-767-2118
大和町	町民課	022-345-1117
大郷町	町民福祉課	022-359-5504
富谷町	町民課	022-358-0512
大衡村	住民税務課	022-345-5111
色麻町	福祉課	0229-66-1700
加美町	保健福祉課	0229-63-7872
涌谷町	町民税務課	0229-43-2113
美里町	町民生活課	0229-33-2114
女川町	健康福祉課	0225-54-3131
本吉町	町民税務課	0226-42-2600
南三陸町	町民税務課	0226-46-1373